

高齢者問題国際行動計画

昭和57年8月

国際連合・高齢者問題世界会議

編集部 注

1982年7月26日～8月6日オーストリア・ウィーンで開催された高齢者問題世界会議（国連主催）で採択されたものである。

目 次

前 文
序 文

序 説

- A 人口学的背景
- B 高齢化の人道上及び開発上の側面

原 則

行動勧告

- A 目標と政策勧告
 - 1. 一般的政策勧告
 - 2. 開発に及ぼす高齢化の影響
 - 3. 高齢者個人に関する分野
 - (a) 健康と栄養
 - (b) 高齢消費者の保護
 - (c) 住宅と環境
 - (d) 家 族

(e) 社会福祉

(f) 所得保障と就業

(g) 教 育

B 政策及びプログラムの推進

1. データ収集と分析

2. 訓練と教育

3. 調 査

実施勧告

A 各国政府の役割

B 国際的及び地域的協力の役割

1. 世界的行動

(a) 技術協力

(b) 情報及び経験知識の交換

(c) 国際的ガイドラインの制定と実施

2. 地域的行動

C 評価, 見直し, 査定

前 文

高齢者問題世界会議に集まった国々は、
高齢者人口が増加しつつあることを認識し、
高齢者問題及びこれにかんがみ長寿の達成並びに
長寿に伴う問題と可能性を共に協議しつつ、
各国は個別に又は集団として、(i)国際的、地域的、
国家レベルにおいて、個人としての高齢者の人生を

高揚し、老後を心身ともに、平和、健康かつ又安全、
十分に享受できるようにすることを目指す政策をう
ち立て、適用すること、及び(ii)高齢者の可能性を十
分に実現できるようにし、また適切な措置によりあ
らゆるマイナスの影響を和らげるため、人口の高齢
化が開発に及ぼす影響と開発が高齢者に及ぼす影響

を研究することを決意しつつ、

- 1 世界人権宣言にうたわれた基本的で奪うことができない権利が高齢者に完全に、かつ制限されることなく認められるという各国の信念を厳粛に再認識し、また
- 2 生活の質は長寿そのものに劣らぬほど重要であ

序 文

1 世界の人口の増加しつつある部分に伴う深刻な問題に世界中の注意を喚起する必要を認識し、国連総会は、1978年12月14日の決議33/52で、1982年に高齢者問題世界会議を招集することを決定した。世界会議の目的は「高齢者に経済的・社会的安定を保障し、併せて国の発展に貢献する機会を与えることを目的とする国際行動計画を策定する」ための場を提供することであった。

さらに、総会は、1980年12月11日の決議35/129で、世界会議を通じて「人口の高齢化が社会・経済に及ぼす影響と高齢者に特有なニーズに対し、より十分に対応する社会をつくるべき」ことを要望している。この国際行動計画を策定したのは、こうした要求を考慮したものである。

- 2 それゆえ、この行動計画は、世界の重要な問題、ニーズにこたえて策定された主な国際的、地域的、国内的な戦略や計画の不可欠な構成要素として考えるべきである。行動計画の主要な目的は、諸国家が人口の高齢化や高齢者の特別な関心事やニーズに効果的に対処する能力を高め、また、新国際経済秩序確立のための行動及び国際的な技術協力、特に開発途上国間の技術協力の拡大を通じ高齢者問題に対する適切な国際的対応を促進することである。
- 3 これらの目的を遂行するに当たり、次に述べる特別な目標を定める。
 - (a) 人口の高齢化が開発の過程に与える経済的、社会的、文化的影響について、国内及び国際的な理解を深めること。
 - (b) 高齢化に関する人道上、及び開発上の諸問題について、国内及び国際的な理解を深めること。
 - (c) 高齢者の社会的、経済的安定を保障すること及び開発に貢献し、その利益をあずかる機会を高齢者に提供することを目的とする行動に向け

ることを認め、それゆえ高齢者はできる限りそれぞれの家族や社会の中で社会の欠くべからざる構成員として評価されつつ、充実し、健康で、安全で、かつ満足のいった生活を享受することが可能であるべきことを厳粛に認める。

た政策及び計画を提案し、促進すること。

(d) 人口の高齢化と高齢者のニーズに関し、各国の価値観、目標及び国際的に認められた諸原則と矛盾しないような政策について選択肢を示すこと。

(e) 世界人口の高齢化に対応する適切な教育、訓練、研究の発展を奨励し、この分野における技術や知識の国際交流を促進すること。

- 4 行動計画は、他の国際戦略や計画の枠組みの中で考慮されるべきである。特に、高齢者問題国際行動計画は、国連憲章、世界人権宣言（総会決議217A（ ））、国際人権規約（総会決議2200A（ ））と社会の進歩と発展に関する宣言（総会決議2542（ ））、新国際経済秩序の確立に関する宣言と行動プログラム（総会決議3201（S- ）及び3202（S- ））、第三次国連開発の10年のための国際開発戦略（総会決議35/56）、及び1980年代を第二次世界軍縮の10年と宣言する総会決議34/75及び35/46の諸原則及び目的を再び確認する。
- 5 加えて、国際社会で採択された次のものの重要性も強調されなければならない。なぜなら加齢と人口の高齢化の問題は、これらの計画の目標の達成に直接関係しているからである。
 - (a) 世界人口行動計画
 - (b) 国際婦人年の目標達成のための世界行動計画
 - (c) 国連婦人の10年後半期行動プログラム
 - (d) アルマアタ宣言（プライマリ・ヘルス・ケアに関する）
 - (e) 国連人間居住会議（HABITAT）原則宣言
 - (f) 人間環境行動計画
 - (g) 開発のための科学技術に関するウィーン行動計画
 - (h) 人種主義、人種差別撤廃闘争の行動計画と10年後半期行動計画

- (i) 開発途上国間の技術協力の促進と遂行のためのプエノスアイレス行動計画
- (j) 社会保障の最低基準に関する国際労働機関（ILO）第102号条約
- (k) 障害、老齢及び遺族給付に関するILO第128号条約及び第131号勧告
- (l) 高齢労働者に関するILO第162号勧告
- (m) 世界農地改革・農村開発会議の行動計画
- (n) 国際障害者年以降の世界計画
- (o) 第6回国連犯罪防止会議で採択されたカラカス宣言
- (p) ユネスコ第19回総会で採択された成人教育の発展に関する勧告（ナイロビ，1976年）
- (q) 社会保障の権利の保全に関するILO第157号条約，1982年

序 説

A 人口学的背景

- 6 大規模な高齢化現象が引き起こす社会的、経済的、政治的、科学的問題が国家社会や国際社会の注目をひくようになったのは、わずか過去20年、30年のことである。以前は、個人としては高齢まで生きてきたかもしれないが、それらの人々の数や全人口の中に占める割合は取るに足らぬほどであった。しかしながら、20世紀になって世界の多くの地域で、胎児・乳幼児死亡率が抑制され、出生率が低下し、また、栄養状態が改善され、基礎的なヘルス・ケアや多くの感染症の抑制が行われてきた。こうした要因が重なって、長寿、長命を保つ人々の数や割合が増加することとなった。
- 7 国連の概算によれば、1950年には世界中に60歳以上の高齢者がおよそ2億人いた。その数は1975年までに3億5,000万人に増えた。国連はこの数は2000年には5億9,000万人、2025年には11億人以上になると推計している。すなわち1975年に比べ224%の増加である。これと同じ期間に世界の人口は全体で41億人から82億人に、つまり102%増加すると考えられるので、今から45年間で高齢者は世界の人口の13.7%を占めるようになる。
- 8 さらに、1975年の時点で60歳以上の人口の半分強（52%）が開発途上国に住んでいることに留意すべきである。2000年には世界の全高齢者の60%以上が開発途上国に住んでいると予想される。この割合は2025年にはとんとんど4分の3（72%）にまで達するであろう。
- 9 高齢者の数や割合が増加すると人口の年齢構成が変化する。また、子供の割合が減少することにより高齢者の割合が増加する。それゆえ国連の推計によれば、開発途上地域における15歳未満の全人口に占める割合は、平均して1975年の約41%から2000年の33%、2025年の26%に減少すると予想される。同じ地域における60歳以上人口は、1975年の6%から2000年の7%、2025年の12%に増加すると予想され、したがって、1950年代における先進地域の水準に達する。先進地域では15歳未満人口は1975年の25%から、2000年の21%、2025年の20%に減少すると予想される。しかしながら、60歳以上層の全人口に対する割合は、1975年の15%から2000年の18%、2025年の23%に増加すると予想される。これらは広範な地域の平均値であり、諸国間や地域間でかなりの変動があることに留意すべきである。
- 10 生命表のモデルによれば、平均寿命が伸びていることから、先進地域では60歳の人の平均余命が1975年から2025年の間に1年伸びることが予想される。開発途上国では、この増加予測値は約2.5年となる。したがって、60歳の男性は2025年までに、先進地域では17年以上、開発途上地域では16年以上の平均余命が期待でき、また女性はそれぞれ21年及び18年の平均余命を期待できる。
- 11 もし、現在の傾向が強まるとすれば、先進地域の性比（女性100人あたりの男性の数）は若干の改善はみられるものの、不均衡が続くことに留意すべきである。この比率は、例えば60～69歳層では1975年の74から2025年の78に、80歳以上層でも48から53に増加する。開発途上地域における性比は、60～69歳層で96から2025年の94に、また80歳以上層でも78から73に若干低下する。したがって、女性は多くの場合、ますます高齢人口の大部分を占めることとなる。寿命における男女差は生活様式、

所得、ヘルス・ケア、その他の援助制度に多少の影響を及ぼすことが考えられる。

- 12 都会と農村の高齢者人口分布の動向は、もう一つの重要な問題である。先進地域では、1975年に高齢者の3分の2が都会に住んでいたが、この割合は2000年には4分の3に達すると予想される。開発途上地域では高齢者の4分の3が農村地域に住んでいた。それにもかかわらず、これらの国々においても都会に住む高齢者の割合はかなり増加しており、2000年までに40%を超えることも考えられる。こうした変化は、人口移動によっても影響を受ける。

B 高齢化の人道及開発上の側面

- 13 上に述べた人口統計学上の傾向は社会に重大な影響を及ぼすであろう。社会発展を続けるためには、社会的、経済的、環境的要因と人口の増加、分布、構成との間に適当なバランスが保たれることが必要である。各国は開発を最大限に進めるため、これらの人口統計学上の傾向や人口構成の変化を認識し、考慮に入れるべきである。
- 14 この目的のために、政府及び関係国際機関の側で相当な財政的努力が必要である。しかし、現実にはほとんどの開発途上国の経済情勢は、開発政策を成功裡に遂行するために必要な手段や資源を自由に使えないような状態にある。
- 15 これらの国々が高齢者を含む国民の基本的なニーズを満たすためには、互恵的であり、また利用できる富、資源、技術の公平かつ平等な利用を可能ならしめる新たな国際経済関係に基づく新経済秩序の確立が必要である。
- 16 この高齢者問題国際行動計画は、個人としての高齢者に影響する問題及び人口の高齢化に関する問題の両方を扱う。
- 17 人道上的問題とは、高齢者の特殊なニーズに関連するものである。高齢者が他の年齢層と共通に持っている問題やニーズは数多くあるが、他方、高齢者特有の特徴や要求を反映する問題もある。吟味される個別の問題は、健康と栄養、住宅と環境、家族、社会福祉、所得保障と就業、及び教育である。
- 18 開発上の問題とは、人口の高齢化、すなわち全人口中に占める高齢者の割合が増加することによ
- る、社会・経済的な影響に関するものである。この問題に関しては、その中でも特に高齢者の従属人口指数が増加しつつある時に、人口の高齢化が生産、消費、貯蓄、投資、そして一般的な社会・経済状況や政策に与える影響について考察する。
- 19 国、地域、世界のレベルで行動プログラムを策定するため、これらの人道及開発上の問題を吟味する。
- 20 開発途上国の中には、社会が徐々に高齢化していく傾向がまだ顕著でなく、したがって国民全体の基本的なニーズを満たすための全般的経済社会開発プランニング及び行動において高齢者問題を勘案すべき計画・政策の立案者の注意を十分にはひき得ない国もある。しかし、前節で述べたように、国連の予測は次のようなことを示している。
- (a) 将来60歳以上、特に80歳以上層の人口が著しく増加すると予想される。
- (b) 多くの国で、60歳以上人口が占める割合の増加が、これから数十年、特に21世紀初めの25年のうち顕著になると予想される。及び
- (c) これらの高齢者人口のうち、女性がますます大部分を占めるようになる。
- 21 それゆえ、人口高齢化の問題は、国のレベルの全体的な発展や高齢者個人の福祉と安全への広範なかかわりあいにより、既に世界の一部先進地域で影響が出ているように、比較的近い将来においてすべての国に関係する問題である。
- 22 高齢者個人の知恵と経験を最大限活用する手段を考慮すべきであろう。
- 23 人類は長い児童期と長い老年期をその特徴とする。そのことが、歴史を通じて、年長者が若年者を教育し、価値を伝達することを可能としてきた。そして、この役割が人類の生存と進歩をもたらした。高齢者が、家庭、近隣、社会生活のあらゆる形態において存在することは、なお人間に関するかけがえのない教訓を与える。高齢者は単にその生によるのみならず、正にその死によって我々すべてに教訓を与える。生存者は悲しみを通して、死者がその労働の結実、後に残した作品や制度、その言葉と行為への思い出によって人類社会に参加し続けていることを理解するようになる。このことは、我々が自分自身の死をより冷静に受けとめ、未来世代に対する責任をより良く自覚するこ

とを促すだろう。

- 24 より長い人生は、人間に人生を顧みて考え、誤りを正し、真実に更に近づき、自らの行為の意味と価値の多様な理解を可能にする機会を提供する。そのことは、高齢者の人類社会に対する重要

な貢献であるといえよう。特に生涯において人類に影響を及ぼした前例のない変化の後の現時点においては、高齢者による人生の見直し、緊急に求められている歴史の方向転換を我々が為し遂げることを促すべきである。

原則

- 25 高齢化に関する政策の策定と実行は各国の主権と責任に属するものであり、その国の特有のニーズと目標に基づいて遂行されるべきである。しかし、高齢者の諸活動、安全、及び福祉の促進、世界の先進地域、開発途上地域の双方において、新国際経済秩序の枠組みの中で行われる統一のとれた開発努力の主要な部分であるべきである。しかし、国際的かつ地域的な協力も重要な役割を果たすべきである。高齢者問題国際行動計画は以下の原則に基づいている。

- (a) 開発の目的は、全人口が開発の過程に十分関与し、それによる利益を平等に分配することによって、全人口の福祉を向上させることである。開発の過程は、人間の尊厳を高めるとともに、世代間で公平に、社会の資源、権利、責任を分かちあうことを確保するものでなければならない。個人は年齢、性、信条の別なく、それぞれの能力に応じて貢献し、それぞれのニーズに応じてサービスを受けるべきである。この観点から見ると、経済成長、生産的就業、社会正義及び人類連帯感が開発の基本的かつ不可分な要素であり、また、文化的アイデンティティの保存と認識も同様である。
- (b) 高齢者の多様な問題は、平和、安全、軍拡競争の停止及び軍事目的に使われる資源の経済、社会開発のニーズへの転用という状況の下で真に解決され得る。
- (c) 高齢化の開発上及び人道上の問題は、専制政治、圧制、植民地主義、人種主義、人種・性・宗教に基づく差別、アパルトヘイト、集団殺害、外国への攻撃、占領、その他の形の外国の支配がなく、また人権が尊重されるような状況の下で最もよく解決される。
- (d) 各国は、それぞれ独自の伝統、社会構造、文化的価値を踏えつつ、人口統計学的傾向及びこ

れに基づく変化に対処すべきである。あらゆる年齢の人が、調和のとれた発展の追求に当たり、伝統的要素と革新的要素の間の均衡をつくりあげることに関与すべきである。

- (e) 高齢者の精神的、文化的、社会・経済的貢献は、社会にとって貴重であり、そのように認識され、更に促進されるべきである。高齢者に関する支出は永続的投資と考えるべきである。
- (f) 家族は、その形態や構造こそ多様であるが、世代を結びつける社会の基本的単位であり、各国の伝統と習慣に従って維持、強化、保護されるべきである。
- (g) 政府、特に地方政府、非政府機関、個人的ボランティア及び高齢者団体も含む私的組織は、家庭と地域社会における高齢者のための援助とケアの提供に特に重要な貢献をなし得る。政府はこの種のボランティア活動を維持、奨励すべきである。
- (h) 社会・経済開発の重要な目標は、年齢による差別や無意識的な隔離がなく、世代間の連帯と相互扶助が奨励されるような世代間統合社会である。
- (i) 加齢は一生続くプロセスであり、そのように認識すべきである。すべての人々が老後の準備をすることは、社会政策の不可欠な要素であり、それは肉体、心理、文化、宗教、精神、経済、健康その他の要因にわたる問題である。
- (j) この行動計画は、高齢者が物質的にも精神的にも公正で豊かな生活を送れるようにするため、世界の社会、経済、文化、宗教上のすう勢のより広い枠組みの中で考えるべきである。
- (k) 高齢者は経験と知恵の象徴であるとともに、その信念と抱負により人間に個人的充実をもたらし得る。
- (l) 高齢者は、自らに特に影響するものを含む政

策の立案と実施に積極的に関与すべきである。
(m) 政府、非政府機関及びすべての関係者は、高齢者のうち最も弱い者、特に貧困者、その大部分を占める女性、農村出身者に対し、特別な責

任を持つ。

(n) 高齢化のあらゆる側面に関する一層の研究が必要である。

行動勧告

A 目標と政策勧告

- 26 この行動計画は、国際社会、各国政府、その他の諸機関及び社会全体が、社会の進行しつつある高齢化の挑戦や世界中の高齢者のニーズに対処できる方法に関し、幅広い指針と一般的な原則を提案し得るだけである。より特殊な方法論と政策は、その性格上各国又は各民族社会の伝統、文化的価値、慣行を踏まえて構築し表現されなければならない。また、行動のプログラムは、それぞれの国や社会の優先順位や物質的な能力にあったものでなければならない。
- 27 それにもかかわらず、文化、宗教、人種あるいは社会的地位を超えた、一般的かつ基本的な人間の価値を反映する基本的な考察が多くある。それは加齢が万人に共通で、かつ避けることのできないプロセスであるという生物学的事実によって導かれた価値である。高齢者に対する尊敬の念やケアは、人類のどこの文化にもみられる数少ない普遍的なものの一つであり、人類の生存と進歩に必要であった自己保存本能と社会保存本能との間の基本的な相互作用の現れである。
- 28 その人が何年生きたかということだけから人々は高齢であるときめつけられ、そして職を失うことにより、社会の外側に置かれることを余儀なくされる。こうしたパターンは、いくつかの国々における社会・経済開発の過程の悲しきパラドクスの一つである。こうした開発の目的は、元来高齢者を含む国民全体の一般的な生活水準や健康、福祉を向上させることにあった。
- 29 工業国における前世紀以降の社会・経済及び技術開発とその開発過程の一環として採用した高齢者保障制度の間の密接な相互作用について分析し、留意すべきである。しかしながら、開発途上国の状況とニーズにより密接に対応する他の可能な方法についても考慮すべきである。

30 高齢化は、質的のみならず量的な意味からも、社会・経済開発の徴候であると同時に結果でもある。過去数十年の間に各国の開発及び国際開発のためにとられた部門別アプローチの間の不均衡の結果の主要例の一つは、医学、公衆衛生の進歩が同じ時期における生産、所得分配、訓練、教育、住宅、機構の近代化、並びに一般的な意味での社会開発の進歩をはるかにしのいでいるという事実である。均衡のとれた完全な開発を同じベースで進め、またこれから数世代のうちに急激に増加すると予想される高齢者に相応の生活水準を保障するのに必要なあらゆる部門がない開発途上国はこの意味で「高齢化」しようとしている。

1. 一般的政策勧告

- 31 上記の所見に基づき、以下に要約した考察は政策と特別な行動について検討するためのガイドラインを提供するものである。
- (a) 社会の漸進的な高齢化、すなわち高齢者人口の数及び割合が増加し続けることは、予想、予見されなかったことでもなければ、国内及び国際開発勢力の偶然の結果でもない。これは、世界中で社会経済開発が部門別に行われていることによる最初の、そして最も顕著な結果であり、均衡のとれた成長や完全な開発を確保するためには、他の分野において同様に有効な介入を伴うべきである。
- (b) 社会の全体的な高齢化を遅らせるための長期的な観点から、政府は高齢者の生きる権利を守りつつ、世代間の不均衡を調整又は防止する対策をとり得るかもしれない。
- (c) この目的のため、政策や行動は、量的な過程に一層の質的意味内容を与えるという決意により促進されるべきである。これは、世界中で一般に個人の寿命が伸長しつつあるのに伴い、その老後を目的意識と達成感で満たす努力が行わ

れ、そして人がある一定の年齢に達した後は、周遍的で受動的な役割しか与えられないといったようなことがないようにするためである。

(d) 一部の国々や文化で採用されている法定退職年齢制限規定にもかかわらず、高齢への移行はゆるやかで個人的な過程であるので、すべての政策やプログラムは、高齢化は個人のライフサイクル、経歴、経験の中で当然あるべき一段階であり、通常同じ欲求、能力、可能性が一生を通じて継続されるという事実に基づくべきである。

(e) ほとんどの人々が引退後かなりの年数生きると予想されるので、「退職後の準備」という概念は最後の瞬間に行う適応と考えられ続けてはならず、成人以後生涯にわたって考慮すべき問題として、その将来のため個人に対して、そして同様に政策立案者、大学、学校、産業労働センター、メディア、社会全体に対して提示されるべきである。これは、高齢化に関する政策及び高齢者のための政策が、社会全般の重要な関心事であり、単に弱き少数者のケアをするという問題ではないことを想起させるのに役立つべきであり、このため、一般的な予防政策が必要となる。

(f) より健康で活動的な高齢者の増加という問題に対処する政策は、社会の高齢化を活用すべき好機と見る観点に立つと、そのまま物質的にも、また他の意味においても個々の高齢者を利するものとなる。同様に、高齢者の生活の質を向上させ、その多様な社会的、文化的ニーズに対処するためのいかなる努力も、高齢者が社会と交流し続ける能力を高める。この意味において、高齢者問題の開発上及び人道上の諸側面は密接にからみあっている。

(g) 高齢者問題を考えるに当たり、高齢者の現状を全般的な社会・経済情勢と切り離して考えないことが肝要である。高齢者は国民の欠くべからざる構成員と考えるべきである。またこの問題は、女性、青年、障害者、移民労働者といった集団の枠組みの中でも考えるべきである。さらに、高齢者を社会の中のあらゆるレベルの開発過程における重要かつ必要な要素として考慮しなければならない。

(h) 高齢化は60歳以上人口の増加にはるかに先立って、生産年齢人口の中に現れる。労働政策全般、技術、経済組織をこうした状況に適応させることが必要である。

(i) このような考察には、高齢者一般、そして特にある程度以上高齢な人々（いわゆるオールド・オールド）については、彼らに特有なニーズや制約に対応して政策を考え、プログラムを実施しなければならないという認識が伴うべきである。健康及び栄養、住宅、所得保障、社会活動、文化活動、レジャー活動などの分野における部門別の働きかけは、他の年代の人々と同様に高齢者にも必要であり、利用可能な手段に従い、それぞれの国又は社会によって提供されるべきである。その提供が行われ得る範囲とタイミングは現在の経済環境によって影響されるであろう。

(j) 高齢者のためになることを目指す政策や行動は、高齢者に個人的充実（これは、より広い意味で個人的な目標や希望の達成と可能性の実現を通じて実現される満足と定義される）の要求を満たす機会を提供するものでなければならない。高齢者に向けられた政策や計画が、高齢者自らに挑戦し、家族や地域社会に寄与するさまざまな役割の中での自己表現の機会を拡充するということが重要である。高齢者が個人的な満足を感じる主な方法には、家族、親戚付き合いや地域のボランティア活動に引き続き参加すること、公的及び私的な学習を通じて成長を続けること、芸術や工芸による自己表現、地域社会の団体や高齢者の団体への参加、宗教活動、レクリエーションや旅行、パートタイムによる労働及び知識ある者として政治に参加することなどがある。

32 あらゆる国にとってまず第一に考えるべきことは、どうすれば高齢者のための人道上の多大な努力が、増加しつつある相対的に受身で魅力を失った人々の生活を維持するだけに終わらないようにできるかということである。政策立案者や研究者は、マスメディアや一般大衆とともに、今日の高齢者問題は単に保護やケアを提供するという問題だけではなく、高齢者の関与と参加の問題であるということを確認するため、見方を根本的に変える

必要があるかもしれない。結局、積極的、活動的で開発を志向した高齢者観への転換は、高齢者の数や影響の増大を通じた高齢者自身の行動によって生じるかもしれない。高齢者であるという集団的意識は、社会的に統一された概念の一つとして、そうした点で積極的な要因になり得る。精神的福祉は物質的福祉と同様に重要であるので、高齢者の精神的福祉を支持、強化するため、あらゆる政策、計画、活動が展開されるべきである。政府は宗教的慣習と表現の自由を保障すべきである。

2. 開発に及ぼす高齢化の影響

- 33 人口構成が次第に高齢化していく傾向は、今世紀後半の数十年間、そして恐らく21世紀に入ってから国際及び国内的プランニングの努力によって主要な挑戦の一つとならざるを得ない。上に述べた社会の高齢者層の地位と状態についての一般的な考察と高齢者のニーズと可能性についてのレビューに加えて、人口の高齢化が世界のあらゆる社会の構造や機能、一層の発展に及ぼすであろう広範かつ多面的な影響に対しても注意を払うべきである。こうした状況の下では、開発途上国において現在家族が果たしている機能のいくつかに対する責任を引き受ける際の公的及び私的部門の役割は、将来恐らく増大せざるを得ないであろう。
- 34 まず第一に、高齢化は高齢者の絶対数でみても社会における相対的な割合でみても必然的に経済活動に従事している人口の構造、構成を変化させることは明白である。この現象が最も基本的な形で現れるのは、社会の経済活動・就業部門とこれらの部門が供給する物質的資源に生計を依存している部門の間の比率の漸進的悪化ということであろう。社会保障制度が確立している国では、増加しつつある高齢者層の所得ベース及び引き延ばされた引退給付の累積金額、並びに児童を扶養するため及び青少年の訓練や教育を保障するための費用を維持する経済力に依存するであろう。
- 35 従属人口指数 - - より若く、働いて賃金を得ている人々に、物質的保障を依存している高齢者の数により記述される - - の変化は、その国の社会構造、伝統、公的な社会保障制度のいかにかわらず、世界のどの国の開発にも当然影響を与える。伝統的に高齢者が最近親者や地域社会からケ

アや保護を受けている国や地域では、社会的性格の問題が出てきそうである。扶養を受ける高齢者の数が増加し、同時に大家族制のような伝統的なケアを提供する構造が、世界の多くの地域で急激な変化を受けている時においては、このような関係を維持することは次第に困難になるかもしれない。

- 36 上に述べたように、出生率の減少に伴い就業していない従属年少人口の数は次第に減少するので、全体的な従属人口指数は、多くの国で結局現在のレベルに近いところで維持されるかもしれない。しかしながら、生産や公的生活に直接関係していない人口グループの物質的その他のニーズをカバーすることが、比較的緊急を要することを認めることに関連した、政策上及び心理的な問題が残っている。若い世代のためのプログラムの費用は、未来のための投資の一形態としての価値を考えれば、より簡単に受け入れられるかもしれない。逆に、高齢者のための費用は、特にそれが個人の貯蓄や賃金に関連する給付に直接関係のない時は、それほど簡単には受け入れられない。特に、既に膨らみすぎた国家予算を、高齢者のための費用が大きく圧迫する時にはそうである。
- 37 従属人口指数の悪化の問題、及び稼働能力が弱まった高齢者に対し最低限の物質的安定を保障するという問題は、農村地域、特に開発途上国の生産性の低い自耕自給農業地域において最も切迫しよう。これらの地域では、より若く活動的な層が俸給雇用を求めて都会地域に流出することが既にエスカレートしている。この傾向により、当然、後に残された高齢者の将来はより不確かなものになり、更に貧しくなっていくという悪循環の中で、残された農民を益するような農業やサービスにおける公共投資の機会が減少するのである。
- 38 この現象は、都会・工業地域で俸給雇用の口を見つけた若者からの生活資金の仕送りで、ある程度は相殺又は少なくとも和らげられると考えられる。多くの場合、その送金額は、家族の生計を助けようとするためでなく、生産的であるか否かは別として、将来の投資のために貯蓄する努力を示している。短期的には、この現象によって農村からの人口流出の影響は和らげられ、後に残っている高齢者や働けない者に対するある程度の物質的

保障は得られるかもしれない。それにもかかわらず、長期的には、若くて活動的な者が農村地域や母国から移住することを確実に埋め合わせるものと考えすることはできない。農村地域の社会・経済的状况を改善することを目指した集中的な努力が不可欠である。特に、移住者が母国に帰るようにすることが必要である。

- 39 農村開発は、世界の大部分の地域で、全般的な高齢者問題解決の鍵と見るべきであり、同様、本質的に農業経済国家である国における完全で均衡のとれた発展の鍵である。農村地域の生産や生産力を増大させ、投資を刺激し、必要な下部組織を作り、適切な技術を導入し、基本的なサービスを提供する政策は、ある程度、他のより工業化された国々で実施中の一般的な社会保障システムを強化し得るであろう。
- 40 開発途上地域においても徐々に伸びている寿命は、国家経済の隠れた資源である。もし、これを適切に刺激し利用すれば、若者の出国を埋め合わせ、実際の従属人口指数を減らし、開発に対し受身で傷つきやすい犠牲者としてではなく、国民生活や生産に積極的に参加する者としての農村高齢者の地位を確保するのに役立つかもしれない。
- 41 若者の他国への移住を埋め合わせる望ましい方法は、どのような形式をとるにせよ何らかの利益が移民労働者に行われるような資金移転の優遇規定を含め、年金制度に加入できる権利の点からみた社会利益が継続して受けられるよう改善を図ることである。これは公平だけでなく、母国の経済発展を刺激することにもなる。二国間又は多国間の社会保障協定は、このような趣旨にのっとして展開されなければならない。これらの努力と共に、他の方策、特に帰国者に住宅を供給する方策が講じられるべきである。高齢移民には他の高齢者と同様のニーズがあるが、加えて移民ということに伴う経済的、社会的、文化的、精神的なニーズがある。さらに、高齢移民がより若い移民を援助する際に果たし得る役割について認識することも重要である。
- 42 強制的な引退年齢とリンクした社会保障システムが十分発達した国においては、全体的な高齢化は労働力構成に影響を与える最も重要な構造的要因の一つであり、将来もそうであろう。この現象

は、それが高齢者に及ぼす影響という観点からのみ考えられるべきではない。引退に関する政策は、その特性そのものと労働力に影響を与える他の部門やプロセスとの密接な相互作用のために独立した事象として単独に扱うことはできない。多くの国にとって、最も顕著な関係は、引退の取り決めと失業問題、特に労働力にまさに加わろうとしている若年者の失業問題との関係である。

- 43 この関係については既に多くのことが述べられており、さらにこれに対応するため政府の活動が種々考えられ、また行われてきた。若年者の雇用機会を広げるために引退年齢を下げるのがどんなに賢明であるように思われても、そのような方策は一つの社会問題を短期的、部分的に解決するだけで、他の多分より長く続く社会問題を作りだすにすぎないと考えられる。労働力構造の両端の部分で、他より革新的な活動が考えられるべきであろう。
- 44 他方、引退年齢に近づきつつある人々の個人的関心や好みが多様であることは、行政上、組織上の多くの改変を行わなくとも、個人に応じた弾力的な引退システムにおいて考慮され得るであろう。引退することが好まれる場合は、給付は減額されるが、種々の年齢での自発的な早期引退制度が確立され得るし、またそれは仕事がやるべきことの主なものであり、時には生きがいさえある高齢者の就業期間の延長によって釣合いが保たれ得る。他の方法、例えばパートタイム、臨時雇用、顧問などの方法は、特に高いレベルの技術職、管理職について既に用いられており、これについては労働力のより広範な分野を広げることが可能であろう。この方法を実施するためには、訓練、再訓練と新しい技能の開発の準備がなされるべきである。
- 45 若年者及び高齢者の雇用と所得ニーズとの相互関係は、特に女性にとって急を要する問題である。女性のより長い平均寿命は、収入を伴う就業の見込みがほとんど又は全くなく、経済的窮乏と孤独のために悪化した老後を意味するかもしれない。
- 46 積立引退給付による社会保障制度があるところでは、引退者の増加と長寿は、今や国家経済資源の節約上の主要な側面として浮かび上がってきている。そしてこれは時として国富の大部分を、いわ

ゆる非生産的目的のために徐々に硬直化させるとい形で現れている。他方、引退基金の積立は、長期的かつ保守的に使われる財源をかなりの規模で整備し、そのことは他の点で不安定な経済システムに有益な影響を及ぼすという意味で、国家経済の安定要因となり得ることも多分理解されるであろう。このような制度の下では、支払われた年金による購買力は、可能なかぎり維持されるべきである。

47 同様に、引退基金からの年金給付の大部分は、また、個々の退職者にとって繰り延べられた所得である。年金は、普通、長期かつ不確実な投資のためでなく、むしろ直接の物質的な必要性のために使われる。このことは、個人の支出や消費に大きく依存している社会において、経済的健全性のための刺激要因ともなる。

48 公的な引退給付制度がまだ存在していない所では、社会の高齢化が経済に与える影響は、当面大きなマイナスであり、もし、こうした不利な状況を社会全体の潜在的利益に変えるために、真剣かつ大幅な努力がなされなければ、こうした状況は将来も続くであろう。高齢者保護の伝統的構造が失われつつある地域で、高齢になろうとしている人々の将来の準備をする努力の一環として、物質的開発及び社会福祉を促進する政府のイニシアチブを、こうしたイニシアチブを支援する国際的行動と協同してとることもできよう。

3. 高齢者個人に関する分野

49 高齢者問題のあらゆる側面は相互に関連しているとの認識は、高齢者問題に関する政策や研究についての総合的なアプローチが必要なことを意味している。高齢化の過程を、社会、経済状況との相互作用においてのみならず、全体像として考察するためには、全般的な経済、社会計画の枠組みの中での統合的なアプローチが必要となる。特定の分野の問題を過度に強調することは、高齢者政策や計画をより広範な開発の枠組みの中に統合する際の重大な障害となる。以下の記述においては、大見出しの下に勧告を分けてあるが、それらの勧告は高度の相互依存関係にあることを認識すべきである。

50 こうした相互依存関係を認識する枠組みの中

で、早過ぎる高齢化の悪影響と闘うために予防的な努力を調整することは特別な努力を払い得るであろう。早過ぎる高齢化が誕生以来各個人に及ぼす悪影響は、以下の方法によって避け得るであろう。

- 加齢に伴って生起する変化について若年層に知らしめるべく特別に計画された教育努力
- 健康的な総合ライフスタイル
- 労働時間、労働条件の適切な調整
- 高齢になるにつれて、いくつかの異なった仕事を持つことができ、かつ時間を訓練と労働に最適なバランスで配分できるように各個人の時間と責任を多様な活動に振り分けること。
- 人間を労働に、そしてより重要なのは労働を人間に絶えず適合させること。個人及び家庭環境の変化、技術的、経済的發展に従って、労働のタイプを変化させること。この分野においては、職業医学と生涯教育が重要な役割を果たすべきである。

51 経済社会理事会は、1981/62決議において、事務総長に消費者保護のための一連の一般的ガイドラインを作成するよう要請した。さらに、国連食糧農業機関は、食品国際取引に関する倫理コードを採択し、また世界保健機関は、児童の健康を守るための粉ミルク販売に関する国際コードを採択した。高齢者の健康、安全、福祉が高齢者問題世界会議の目的であるから、高齢消費者は保護されるべきである。

(a) 健康と栄養

52 世界中の高齢者の数の急激な増加は、人類にとって生物学上の成功の現れである。しかし、ほとんどの国において高齢者の生活条件は、全般的に経済活動に従事している人口の生活条件よりも立ち遅れている。しかし、健康すなわち総体としての肉体的、精神的、社会的な福祉は、開発に役立つあらゆる部門の相互作用の結果である。

53 疫学上の研究によれば、同年齢に達する高齢者のコーホートをとってみると、その健康水準は年々向上しており、男女ともますます寿命が延びるにつれ、機能障害の大部分は死亡の直前の短い時期に限られるであろうことが予想される。

勧告1

障害を緩和し、残存機能を再訓練し、苦痛を和らげ、精神の明晰さ、安息、尊厳を維持し、再び希望を持たせて人生計画を立てさせるようにするためのケアは、特に高齢者の場合には治療と同様重要なことである。

勧告2

高齢者のケアは、単に病気だけでなく、肉体的、精神的、社会的、宗教的、環境的要因の相互依存性を考慮に入れた高齢者の総合的な福祉を志向するものでなければならない。それゆえ、ヘルス・ケアとは、高齢者の生活の質を改善するに当たり、健康や社会に関する部門及び家族を含めたものでなければならない。健康のための勢力、特に戦略としてのプライマリ・ヘルス・ケアは高齢者が社会活動から疎外されることなく、家族や地域社会の中で自立した生活をできるだけ長く維持できるようにすることに向けられるべきである。

54 年を取るにつれて病気がちになることは否定し得ない事実である。さらに、高齢者はその生活条件から、健康に有害な諸々の要因（例えば、社会的疎外や事故など）の影響を受けやすくなるが、これらの要因は相当程度緩和可能である。研究や実際の経験から、高齢者の健康は維持可能であり、年を取っても必ずしも病気になるわけではないことが分かっている。

勧告3

高齢者の機能障害と病気を防ぐためには、予防措置とともに早期の診断と適切な治療が必要である。

勧告4

特に年を取った高齢者や1人で日常生活を送れない人々に対するヘルス・ケアの提供には、特段の注意を払うべきである。精神障害又は環境への不適応を起こしている人々については特にそうである。というのも精神障害は必ずしも施設収容によらなくとも、専門的ワーカーによる家族、ボランティアの訓練や援助、通院による精神保健医療、福祉事業、デイ・ケア、社会的孤立を防ぐための手段の推進により、しばしば予防もしくは緩和可能であるからである。

55 それにもかかわらず、高齢者の一部、特に非常に高齢な人々はあい変わらず社会的弱者であり続けるであろう。これらの人々はほとんど動き回れな

いことが多いので、住居や地域社会に密着した施設によるプライマリ・ケアが特に必要である。プライマリ・ヘルス・ケアの概念は、高齢者ケアに関する基礎的技術の訓練を受けた地域保健衛生職員の援助を受けながら、既存のヘルス・社会サービスのマンパワーを活用するという考え方を取り入れたものである。

56 早期の診断と治療は、高齢者の精神障害の防止に当たって最も重要である。精神衛生上問題があるか、極めてその危険の高い高齢者を援助するために特に努力が必要である。

57 病院でのケアが必要な場合には、老人病学の技術の応用により、患者の総合的な状態を診断することが可能となり、さらに学際的なチームの作業を通じて地域社会への早期復帰と地域社会で必要なケアを引き続き提供することを目的とする治療やリハビリテーションのプログラムを作成することが可能となる。終生病気ですらすらすることになったり、死を早めたりする合併症や機能障害を防ぐために、すべての患者が必要な時にいかなる治療も受けられるようにすべきである。

勧告5

末期の病人に対する手厚いケア、彼等との対話、死の時やその後における親族への援助は、通常の医療行為を越えた特別の努力を必要とする。医療に携わる人々はこのようなケアを心がけるべきである。こうした特別の努力の必要性を医療ケアに携わる人々、末期の病人の家族、あるいは病人自身が知り、また理解すべきである。こうした必要性を念頭において、様々な文化における関連する経験や実践についての情報交換を奨励すべきである。

58 家族や近隣地域社会がバランスのとれたケア・システムの要素であるという認識に基づき、高齢者に対するヘルス・ケアの提供に当たっては、施設と家族との間の適切な役割分担が重要である。

59 高齢者のための既存の社会サービスやヘルス・ケア・システムは、ますます費用がかかるようになってきている。このような傾向を阻止又は抑制し、さらにアルマタ宣言の精神にのっとり、プライマリ・ヘルス・ケア・サービスを包含する社会制度を進展させる手段を考える必要がある。

勧告6

社会サービスやヘルス・ケア・システムの費用が増大する傾向にあるが、これは国や地域社会レベルにおける社会福祉とヘルス・ケア・サービスの密接な調整を図ることにより対処すべきである。例えば、2つの部門で働く職員の協力を推進し、これらの職員に学際的な訓練を施す方を講ずるべきである。しかしながら、これらのシステムは、バランスのとれたケア・システムの中で相互に関連を持つ重要な要素であるべき家族や地域社会の役割を考慮に入れて進展させていくべきである。なお、以上のことを行うに当たっては、高齢者に対する医療や社会的ケアの水準を低下させることがないように注意しなければならない。

- 60 直接高齢者のケアをしている人々は、そのための訓練をほとんど受けていないか不十分にしか受けていない場合が多い。自らのケアや健康増進、病気や機能障害の防止を通じて高齢者の福祉と自立を維持するためには、高齢者の家族、地域社会において保健、社会福祉に携わっている人々のみならず高齢者自身の間で新たな指針や技術が必要となる。

勧告7

- (a) ケアを必要とする高齢者の世話に関し、必要な情報を国民全体に提供すべきである。高齢者自身も自らのケアのための訓練を受けるべきである。
- (b) 家庭や施設で高齢者の世話をする者は、高齢者や家族の参加及び保健、福祉の分野の様々なレベルで働く人々の協力を特に重視しつつ、基礎的な技能訓練を受けるべきである。
- (c) 福祉事業（医療、看護、社会福祉など）に携わる専門家や学生は、老年学、老人医学、老年精神医学、老人看護学といった関連分野の原理や技術についての訓練を受けるべきである。
- 61 高齢者はほとんどいつも同意を求められることのない世代である。高齢者に影響を及ぼす決定も高齢者自身の参加をまたずになされることが多い。このことは、特に高齢の体に衰えた又は障害を持つ高齢者についてあてはまる。このような人々に対しては、自分が受ける快適さのタイプやケアの種類を選択し得るような柔軟なケア・システムを用意することが必要である。

勧告8

高齢者の生活のコントロールは、ヘルス、社会サービスその他のケアに携わる人々にのみまかせられるべきではない。なぜなら、何が必要でそれをいかに実行すべきかは、通常高齢者自身が一番よく知っているからである。

勧告9

ヘルス・ケアの開発及びヘルス・サービスの推進に対する高齢者の参加を奨励すべきである。

- 62 高齢者ケアの基本原則は、高齢者が地域社会の中でできるだけ長く自立した生活を維持できるようにすることである。

勧告10

ヘルス及びヘルス関連サービスは、地域社会において可能な限り十分展開させるべきである。これらのサービスには、デイ・ケア・センター、外来診療所、デイ・ホスピタル、保健医療技術者のケア、在宅サービスなどの広範な通院、通所サービスが含まれるべきである。緊急サービスは、常時利用できるようにしておくべきである。施設ケアは常に高齢者のニーズに合ったものでなければならない。ヘルス・ケア施設のベッドの不適切な使用は避けるべきである。特に、精神病でない人々を精神病院に入れることは避けなければならない。老人病専門の診療所、地域の保健センター、高齢者の集会場などを通じて健康診査やカウンセリングを実施すべきである。老人医学上の完全なケアを提供するため必要な保健体制、専門スタッフが利用できるようにすべきである。施設ケアによる場合には、特に家族やボランティアの参加を一層奨励することにより、高齢者が社会から孤立して疎外されることがないようにすべきである。

- 63 先進国、開発途上国のいずれにおいても、貧乏で恵まれない高齢者は量的な不足、成分のアンバランスといったような栄養問題に直面している。事故もまた高齢者にとって大きな脅威である。これらの問題を軽減するには、多元的なアプローチが必要であろう。

勧告11

高齢者の健康の増進、病気の予防、種々の機能の維持は積極的に進められるべきである。これには、高齢者の肉体的、心理的、社会的ニーズの評価が必要となる。このような評価により、機能障害の防止、早期診断、リハビリテーションが促進

されるであろう。

勧告12

適切で十分な栄養，特にたん白質，ミネラル，ビタミンの適切な摂取は高齢者の福祉に必要な不可欠である。栄養の不足は，貧困，孤立，食物供給のアンバランス，歯が悪くなることなどによる小食の習慣により更に悪化する。それゆえ，以下の事に特に注意すべきである。

- (a) 適切な計画を立て，農村地域の高齢者が食糧生産においてより積極的な役割を果たすよう奨励することにより，高齢者に十分な食糧が提供されるよう改善を図ること。
- (b) 食料，富，資源，技術の適切かつ公正な分配を図ること。
- (c) 高齢者を含む都市，農村両地域の住民に対し，適切な栄養と食習慣について教育を行うこと。
- (d) 栄養失調の早期発見と咀嚼機能の改善のための保健及び歯科医療サービスを提供すること。
- (e) 地域の不満足の状態を改善する措置を含めて，地域社会レベルにおける高齢者の栄養状態についての調査を行うこと。
- (f) 栄養状態が加齢のプロセスに及ぼす影響についての調査の範囲を開発途上国の地域社会にまで拡張すること。

勧告13

高齢者ができるだけ長く地域社会の中にとどまり，自立した生活を維持できるようにするため，質の高いヘルス・社会サービスを十分提供できるように在宅ケアを充実させる努力を強化すべきである。在宅ケアは施設ケアに代わるものとみなされるべきではない。むしろ，両者は相互に補い合い，高齢者が最も安い費用で，そのニーズに応じた最適なケアを受けられるようなサービス供給システムを作り上げるべきものである。

在宅ケア・サービスに対しては，入院の必要性をなるべく少なくするため必要とされる水準の医療，準医療，看護，その他の技術上の便宜を十分提供することにより特段の援助を与えるべきである。

勧告14

加齢による機能の低下を防げるか，あるいは少なくとも先に延ばすことができるかということは非常に重大な問題である。通常残存機能が低下し

ている高齢期は，生活様式に関する要因の多くが非常に顕著な影響を及ぼす。

高齢者の健康は，基本的にはそれまでの健康状態によって決まる。それゆえ，若い頃から終生にわたり健康に注意することが極めて重要である。これには，病気の予防，栄養，運動，健康に有害な習慣をやめること，環境要因に注意することが含まれ，このようなケアは継続されることが大切である。

勧告15

身体に蓄積し，健康に影響を及ぼす有害物質（放射性元素や微量元素，その他の汚染を含む）は，寿命が伸びるにつれてより重大な意味をもつようになる。それゆえ，これらの物質が一生涯に及ぼす影響について特別の注意を払い，研究を行うべきである。

政府はこのような物質の取扱いが安全に行われるよう，また使用した後の廃棄物質が人間の生活圏から永久かつ安全に取り除かれることを確保するよう早急に処置を講ずるべきである。

勧告16

人間に苦痛を引き起こし，資源の喪失をもたらす事故の中には避け得るものも多い。それゆえ，家庭，道路での事故，問題のある医療条件や薬物の不適切な使用によって引き起こされる事故を防ぐ方策をまず第一に講ずるべきである。

勧告17

各地の健康や病気のパターン及びその結果についての疫学的研究とともに自らのケアや看護婦による自宅でのケアを含む各種ケア供給システムの妥当性，また特に最適な事業効果を達成する方法の妥当性についての研究の実施に当たっては，国際交流や研究協力が進められるべきである。さらに種々のタイプのケアの需要を研究し，目標達成と相対的な費用効果に関する比較研究に特に注意しながら，このような需要に対処する方法を開発すること，及び将来の行動のための十分な基礎を得るため，農村部や遠隔地におけるサービスの供給という特別の問題に注意を払いながら，様々な社会，文化の中での高齢者個人の肉体的，精神的，社会的なプロフィールに関するデータを収集する場合についても同様である。

(b) 高齢消費者の保護

勧告18

各国政府は以下のことをなすべきである。

- (a) 食料，家庭製品，各種装置や設備が高齢者の弱きを考慮に入れた安全水準を満たすようにすること。
- (b) 医薬品，家庭用化学物質，その他の製品については，生産者に必要な注意書と使用法を記入させることにより，その安全な使用を促進すること。
- (c) 医薬品，補聴器，義歯，眼鏡などの利用を促進し，高齢者ができるだけ長くその活動と自立を維持できるようにすること。
- (d) 高齢者の乏しい資産を搾取することを主目的とするような過大な宣伝広告その他の販売活動を防止すること。

政府機関は，消費者教育に当たって非政府機関と協力すべきである。

関係国際機関は，高齢消費者を保護するため加盟各国共同の努力を推進することが求められる。

(c) 住宅と環境

64 すべての人々が幸福な生活を送るためには，十分な住宅と快適な物理環境が必要不可欠であり，どの国のどの年齢層においても住宅は生活の質に大きく影響することはよく知られた事実である。住宅は事実上，高齢者のあらゆる活動の中心であり，その住みやすさは高齢者にとって特に重要である。住宅の改造，実用的な日常生活補助器具及び適切に設計された住宅設備の供給により，体の不自由な高齢者，あるいはその他身体機能に障害のある高齢者でも自宅で生活を続けることが可能になる。

65 高齢者が道路を歩き，交通機関を利用する場合，種々の問題に直面する。特に，高齢者は歩行に際して自らの行動と意欲を制限する客観的，主観的な危険に対処しなければならない。交通環境は何よりもまず高齢者に合ったものであるべきである。これを実現する手段，設備には交通教育，特に居住地区における速度制限，交通安全環境，輸送機関・手段などが含まれるべきである。

勧告19

住宅は高齢者にとって単なる雨よけ以上のものとして考えなければならない。住宅については，その物質的意義の外に心理的，社会的な意義も考慮しなければならない。高齢者を他の人々への依存から解放するため，国の住宅政策は以下の目標を目指すべきである。

- (a) 高齢者が可能な限り自宅で生活を続けられるよう住宅を修復，発展させ，さらに可能かつ適当な場合には形を変え，改良すること，また住宅に出入りし，その設備を利用する高齢者の能力に適合させること。
- (b) 公的資金を供給する住宅政策及び民間部門との合意に基づいて，高齢者に自足の状態と程度に応じた，また地域の伝統と習慣に応じた種々のタイプの住宅を計画し，導入すること。
- (c) 一般の人々の住宅に比べてできるだけ高齢者の住宅が特に有利となるように，住宅政策と地域サービス（社会，健康，文化，余暇，コミュニケーションに関するもの）に関する諸施策の調整を図ること。
- (d) 高齢者の移動を可能にし，交通の危険から保護すべく，特別の施策，手段を開発，適用し，しかるべく処置すること。
- (e) さらに，以上の諸施策は最も貧困な人々の生活を支えるより広範な施策の一部となるべきである。

勧告20

都市の再開発計画及び法規は高齢者の社会的な統合を確保すべく，高齢者問題に特に注意を払うべきである。

勧告21

政府は，高齢者や社会的弱者のニーズを考慮にいれた住宅政策を採用するよう奨励されるべきである。高齢者や社会的弱者の機能的な能力を補うべく設計された生活環境は，人間居住に関する国の政策や行動の指針の中に含まれるべきである。

勧告22

環境問題や生活環境の設計に，特に注意を払うべきである。これは高齢者の機能的な能力を考慮に入れ，十分な輸送手段を確保することにより移動とコミュニケーションを容易にするものでなければならない。

生活環境は，国，地方政府及び非政府機関の援

助により、高齢者が希望すればその人が慣れ親しんだ場所で生活が続けられるように計画されるべきである。そこでは高齢者が長い間そのコミュニティにとけ込めようし、豊かで平穏で安全な生活を送る機会が得られよう。

勧告23

いくつかの国々においては高齢者に対する犯罪が増加しているが、これは犯罪に巻き込まれた人々を犠牲にするだけでなく、高齢者の多くが自宅を離れることを恐れるようにしている。法律執行機関や高齢者自身が、高齢者に対する犯罪の程度と衝撃に更に注意を払うようにすべきである。

勧告24

高齢者層を対象とした住宅政策やプログラムに、可能な限り高齢者はかかわりを持つべきである。

(d) 家 族

66 家族は、その形態や構成のいかんによらず、社会の基本的単位として認められている。寿命の伸長に伴い、世界中で4世代、5世代の家族が増えてきた。しかし、女性の地位が変化したことから、家庭で高齢者の世話をするという女性の伝統的な役割は失われつつある。それゆえ、男性も含めて家族全体が高齢者を家庭で世話する負担を引き受け、分担できるようにすることが必要である。女性が労働力人口として加わり、とどまる期間は次第に長くなってきている。子育てを終えた女性の多くは、働いて収入を得たいという気持ちと年老いた両親や祖父母の世話をする責任の板ばさみになる。

勧告25

家族は社会の基本的単位と認められているので、それぞれの社会の文化的価値体系に合致し、高齢者のニーズに応じた形で家族を支持し、保護し、強化するよう努力すべきである。政府は家族全員の参加により、世代を通じた家族の連帯の維持を奨励するような社会政策を推進すべきである。社会の基本的単位としての家族の連帯を強化する際の非政府機関の役割と貢献はあらゆるレベルで強調されるべきである。

勧告26

より広い地域社会からの適切な支持は、それが必要とされる時と場合に得られるならば、年若い

た親族の世話を続けようとする家族の意志と能力に大きな影響を及ぼし得る。各種サービスの計画と供給に当たっては、高齢者をケアするこれらの人々のニーズを十分考慮すべきである。

67 開発途上国においては、高齢者は確かに非常に尊敬されている。しかし、工業化や都市化の進行、労働力移動の増加に伴い、家族の中における高齢者の伝統的な役割概念は大きく変化している。高齢者に対し伝統的なケアを行い、そのニーズを満たすという家族の総体的な責任は世界中どこでも失われつつある。

勧告27

高齢者の安定に影響を及ぼす国内及び国際的なすべての事象を考慮に入れつつ、家族の重大な役割を維持し、高齢者の尊厳、地位、安定を確保する方法は、政府や非政府機関が慎重に考慮し、行動するに値する問題である。高齢婦人が多いこと、及び世界を通じて寡夫よりと寡婦の方が多いことにかんがみ、これらの人々の特別なニーズや役割について特に考慮しなければならない。

勧告28

政府は、高齢者やその家族に特有なニーズ、特徴を考慮した計画と開発を行うに当たり、世代や家族を統合したアプローチをとることを求められる。特に、政治、社会、文化、教育の分野における政府その他の意思決定過程に高齢者を参加させるべきであり、また子供が両親の面倒をみることを奨励すべきである。

勧告29

政府及び非政府機関は、家庭に高齢者がいる場合には家族全体を援助する社会サービスを確立するよう、また特に高齢者を家庭で世話しようとする低所得の家族のための諸施策を実施するよう奨励されるべきである。

(e) 社会福祉

68 社会福祉サービスは、国家政策の手段となり得るものであり、高齢者が社会的機能を最大限に発揮できることを目標とするべきである。これらの福祉サービスは、高齢者が積極的に有益な住民として可能な限り自宅と地域社会の中で自立した生活を送れるようにするため、地域社会に基礎を置き、高齢者のための幅広い予防、治療、開発サー

ビスを提供するべきものである。

69 高齢移民に関しては、彼等の民族的、文化的、言語的及びその他の特徴に応じた福祉サービスを提供できるよう適切な方策がとられるべきである。

勧告30

社会福祉サービスは、高齢者が地域社会の中で地域社会のためにできるだけ長く、積極的かつ有益な役割を果たせるよう、その役割を創出、推進し維持することを目的とするものでなければならない。

70 資源の少ない多くの国では、農村地域を中心として体系的な社会福祉サービスが一般的に不足している。このようなサービスを提供するに当たり政府が果たす役割は重大であるが、非政府機関の貢献もまた非常に重要である。

71 伝統的な社会では、高齢者は、尊敬、尊重、地位、権威に裏打ちされた特権的な立場を常に享受してきた。しかし、近代化の影響からこのような状況は覆され始め、今や高齢者の特権的な地位は揺らぎつつある。それゆえ、こうした変化を踏まえて、一部の先進国が直面している高齢者問題のいくつかを避け得るような国としての高齢者対策の意義づけを明確にする時がきている。

勧告31

既存の公的及び私的団体は、高齢者特有のニーズを尊重し、各々の施策や将来の計画を策定するに当たり、これを考慮に入れるべきである。こうした分野でサービスを提供するに当たり、協同組合が果たし得る役割の重要性を認識し、その活動を奨励すべきである。このような協同体制においては、高齢者が正規のメンバーとしてあるいは相談役として参加することが役立つかもしれない。高齢者が持つ社会福祉ニーズを満たすための包括的、総合的、整合的、多目的なアプローチを確立するため、政府と非政府機関の間の協力体制を形成すべきである。

勧告32

世代間の連帯を深めるため、各種サービスやケアの提供、及び高齢者のためにあるいは高齢者と共に行う諸活動への青年の参加を奨励すべきである。有能かつ積極的な高齢者の相互扶助や、彼等が自分より不幸な仲間を援助すること、また高齢者が私的なパートタイムの仕事に従事することを

できる限り奨励すべきである。

勧告33

政府は私的活動に対する財政上又はその他の制約を軽減又は廃止し、またパートタイムによる就業、相互扶助、及び高齢者のための社会福祉サービスの提供や施設ケアに当たり、専門職員に加えてボランティアを活用することを妨げ又は水をさすような規則を廃止若しくは緩和するよう努めるべきである。

勧告34

施設入所が高齢者にとって必要又はやむを得ない場合には、高齢者の尊厳、信条、ニーズ、利益、プライバシーを十分尊重し、高齢者の住んでいた地域社会の通常の状態と同じ施設生活の質を保障するため、最大限の努力が払われなければならない。また、各国はより質の高い施設ケアを保障するための最低基準を定めるよう奨励されるべきである。

勧告35

高齢者の相互扶助を促進し、高齢者の声に耳を傾けるため、政府や非政府機関は高齢者によるグループ、運動の体制づくりや自主的な活動が行われるよう奨励するとともに、他の年代の人々に高齢者を援助するための訓練を受ける機会やこれについての情報を提供すべきである。

(f) 所得保障と就業

72 所得保障と就業に関する政策目標の達成については、先進国と開発途上国の間で大きな差異がみられる。また、この差異は都市型工業経済と農村型農業経済の間では特に大きい。多くの先進国では、一般的な社会保障制度は、ほとんどすべての人々を対象としている。国民の過半数ではないにせよ、その多くが最低レベルの生活を送っている開発途上国においては、所得保障はあるゆる年齢層の関心事である。いくつかの開発途上国で既に発足している社会保障計画については、適用範囲が限定される傾向がある。すなわち、多くの場合国民の大多数が居住する農村地域では、社会保障制度はほとんど適用されていない。また、女性は一般に男性よりも所得が低く、かつ出産や家族的責任のために仕事をやめなければならないことが多いので、社会保障や社会計画においては、高齢

婦人の状況に特別の注意が払われるべきである。長期的には、女性自身の権利として社会保険を提供するような政策を志向すべきである。

勧告36

政府は、すべての高齢者に適当な最低所得を保障するため適切な措置をとるべきである。また政府は国民全体に利益を与えるため経済発展を図るべきである。このため、政府は以下のことを実行すべきである。

- (a) すべての高齢者を対象とするという原則のもとに、社会保障制度を創設し、又は発展させること。なお、これが実現不可能な場合には、現物支給、家族や地方の組合組織に直接的な援助などの他の方策を講ずるべきである。
- (b) 最低給付水準は、高齢者の本質的なニーズを満たし、独立した生活を送るに十分なものとすること。社会保障給付が従前の所得を考慮して計算されているか否かにかかわらず、高齢者の購買力を維持するための努力がなされるべきである。高齢者の貯蓄をインフレーションから守る方法を考えるべきである。年金受給開始年齢の決定に当たっては、引退年齢、人口構造の変化及び国民経済の負担能力を考慮に入れるべきである。同時に経済成長を維持するよう努めるべきである。
- (c) 社会保障体系の中で、女性が男性と同様に自身の権利を獲得できるようにすること。
- (d) 社会保障体系の中で、また必要なら他の方法で、失業中の高齢者あるいは労働能力のない者の所得保障に対する特別のニーズにこたえること。
- (e) 補足的な引退所得が得られるようにすることについての他の可能性、及び高齢者のための新たな個人貯蓄手段を開発するインセンティブが探られるべきである。

73 所得保障の問題と明白に関連するのが、働く権利と引退する権利という二つの命題である。労働や経済活動に参加しようとする高齢者の努力は、地域の生活に貢献し、社会全体のために役立ちたいという高齢者の欲求を満たすものであるが、これは世界のほとんどの地域で困難に直面している。年齢による差別は広く行われており、多くの高齢者が年齢による偏見から労働力の中にとどま

ること又は労働力に再び加わることができずにいる。いくつかの国々においては、こうした状況は特に婦人に対してより厳しい影響を与える傾向にある。高齢者は開発の機構に組み込むことは、都市、農村のいずれの人間集団にも影響する。

勧告37

政府は、高齢者が社会の経済生活に参加することを容易にすべきである。この目的のため、

- (a) 高齢労働者が満足いく条件で働き続け、かつ雇用の安定を享受することをできる限り保障するため、使用者及び労働者は団体と協力して適切な方策を講ずるべきである。
- (b) 政府は、労働市場における差別をなくし、職業生活における処遇の平等を確保すべきである。使用者の中には、高齢労働者について否定的なステレオタイプを持つ者がいる。政府は高齢労働者の能力が大部分の職業において高い水準のまま維持されていることについて、使用者や雇用力ウンセラーを教育する方策を講ずるべきである。高齢労働者も平等に、採用時の指導や訓練、職業紹介の便宜やサービスを楽しむべきである。
- (c) 新たな就業機会を創出したり、訓練、再訓練を促進することにより、高齢者が独立した就業を探したり、それに再びついたりすることを援助する方策が講じられるべきである。高齢者の働く権利は暦年齢ではなく、仕事を遂行する能力に基づくべきである。
- (d) 多くの国で若年層を中心として深刻な失業問題が生じているが、雇用労働者の引退年齢は自ら望む場合を除き、引き下げられるべきではない。

勧告38

他のすべての労働者と同様、高齢労働者も満足な労働条件、環境を享受すべきである。必要な場合には、産業及び農業事故や職業病を防ぐ方策を講ずるべきである。労働のスケジュール及び組織のみならず労働条件、労働環境についても、高齢労働者の特徴を考慮に入れるべきである。

勧告39

労働者の適切な保護は高齢者のより密接なフォローアップを可能にするが、職業病についてのより詳しい知識によって現実のものとなる。これに

伴い、職業医療における医療スタッフの訓練が必要となる。

同様に、退職前の医療チェックは、職業病が個人に及ぼす影響を明らかにし、適切な方策を計画することを可能にする。

勧告40

各国政府は、労働生活から引退への円滑かつ漸進的な移行を可能にするような方策を講じ、さらに年金受給資格年齢をより弾力化すべきである。そのような方策には、退職前教育や、例えば労働条件、労働環境を変えたり、労働時間を徐々に短縮したりすることによって、退職前の数年間、労働量を軽減することが含まれるであろう。

勧告41

各国政府は、高齢労働者に関する国際基準、特に国際労働機関第162号勧告の中に具体化された基準を適用すべきである。加えて、国際的なレベルで高齢労働者に特有なニーズに関するアプローチやガイドラインの開発が続けられるべきである。

勧告42

社会保障の権利の保全に関するILO第157号条約にかんがみ、二国間ないしは多国間の協定を結ぶことにより、合法的な移民労働者が受入国で社会保障の完全な適用を受け、出身国に戻った場合にも、特に年金について社会保障の受給権が維持されるような方策を講ずるべきである。同様に、帰国しようとする移民労働者については、特に住宅に関し、その社会復帰を促進するような特別な条件を整備すべきである。

勧告43

各国が受け入れる難民には成人や子供だけでなく、可能な限り高齢者も含めるべきであり、家族が離ればなれにならないようにし、また適当な住宅やサービスの供給が保障されるよう努めるべきである。

(g) 教育

74 20世紀における科学・技術革新は、知識・情報量を爆発的に増加させた。このような傾向は更に継続、拡大しており、社会の変化はますます速くなっている。世界中の多くの地域で、高齢者はまだ情報、知識、伝統、精神的価値の伝達者として

の役割を果たしている。こうした重要な伝統は失われるべきではない。

勧告44

高齢者を知識、文化、精神的価値の教師、伝達者とする教育プログラムを作るべきである。

75 多くの場合、知識の爆発的な増加により、情報の陳腐化が起こり、これが更に社会の腐敗をもたらす。こうした変化から、今や生涯を通じた教育ニーズに応じられるよう、社会の教育体制を拡充する必要が生じている。このような教育アプローチには、老後への準備や老後を創造的に過ごすことを含めた一貫した成人教育が必要である。さらに、高齢者が他の年齢層とともに、基本的な読み書きの教育を受け、また地域社会のあらゆる教育施設を利用できるようにすることが大切である。

勧告45

基本的人権として、高齢者も差別されることなく、教育を受けられるようにすべきである。教育政策は、資源の適正な配分と適切な教育プログラムの中で、高齢者も教育を受ける権利を有するという原則を反映したものでなければならない。高齢者があるゆる教育に平等に参加し、またその恩恵を受けられるようにするため、教育方法を高齢者の能力に応じたものにするよう配慮しなければならない。一貫した成人教育の必要性をあらゆるレベルで認識し、強調すべきである。高齢者の大学教育についても考慮すべきである。

76 また、一般の人々に加齢のプロセスについて教育する必要がある。こうした教育は、加齢が自然な過程であることを十分理解せるため、早い時期から始めなければならない。この点に関するマス・メディアの役割は非常に重要である。

勧告46

加齢のプロセスや高齢者自身についての肯定的な側面を強調するため、マス・メディアは協力して努力すべきである。こうした努力には特に以下のような事柄が含まれるべきである。

(a) 高齢者の現状、特に先進国と開発途上国の農村地域における高齢者の現状（高齢者の本当のニーズを知り、これに対応するため）。

(b) (国内及び国外を問わず) 移住が農村地域における相対的な人口高齢化に与える影響、及びこれらの地域における農業生産と生活条件に与

える影響。

(c) 高齢労働者のための就業機会を開発し、労働条件を改善する方法。これには、体力の衰えた高齢者が割り当てられた仕事を遂行する際の補助となる簡単な装置が道具の開発又は供給が含まれるであろう。

(d) 様々な文化、社会における教育と加齢の役割についての調査。

勧告47

国連教育科学文化機関（UNESCO）の生涯教育の概念に基づき、地域社会に基礎を置き、レクリエーションを志向する高齢者のためのインフォーマルなプログラムを推進し、高齢者に自助の精神と地域社会に対する責任感を涵養すべきである。このようなプログラムには、各国政府と国際機関の援助が与えられるべきである。

勧告48

高齢者が余暇活動に参加し、自由時間を創造的に過ごすことを奨励するため、各国政府並びに国際機関は、高齢者が文化施設（博物館、劇場、オペラハウス、コンサートホール、映画館など）をより利用しやすいようにするためのプログラムを援助すべきである。さらに、文化センターが高齢者のためにそして高齢者とともに工芸、美術、音楽などの講習会を開催するよう要請されるべきである。そこでは、高齢者は観客としても出場者としても積極的な役割を果たすことができるものとする。

勧告49

各国政府や高齢者問題に関係を有する国際機関は、加齢のプロセスや高齢者自身について一般大衆を教育することを目的とするプログラムを始めるべきである。このような活動は小さな子どものうちから始め、正規の学校制度の全段階を通じて行うべきである。この点に関して、0歳から始まる人の一生を通じた正常な発達と教育の一側面として高齢者問題をカリキュラムに含めることを奨励し、促進する際の文部省の役割と関与は強化されるべきである。このことによって、この問題についての知識を普及させ、加齢に対する現世代のステレオタイプの態度を積極的に変えていくことができよう。また、こうしたプログラムの開発に当たっては、各種の非公式な通信手段やマス・

メディアを利用すべきである。さらに、高齢者が地域社会の中で、社会的、文化的、教育的活動に参加するのを促進する手段として、マス・メディアを利用すべきであり、また逆にこうした活動の企画立案に当たっては、高齢者や高齢者の代表を参加させるべきである。

勧告50

高齢者に対するステレオタイプが存在する場合、マスコミ、教育機関、政府、非政府機関及び高齢者自身が、高齢者は肉体的、心理的に劣り、独立して行動できず、社会においていかなる地位も役割も持たないというようなステレオタイプを克服するよう努力すべきである。世代間統合社会を実現するためにはこうした努力が必要である。

勧告51

高齢者の生活のあらゆる側面についての包括的な情報を、明確で理解しやすい形で高齢者に提供すべきである。

B 政策及びプログラムの推進

77 行動計画の完全な実現は、パラグラフ4及び5に掲げたすべての国際文書、戦略、計画の実施いかににかかわっている。行動計画の枠組みの中で政策やプログラムを推進するに当たっては、社会開発人道問題センター、国連人口活動基金、国連開発計画、開発技術協力局及び地域経済委員会、並びに専門機関、機構その他の政府間機関及び非政府機関は、すべての国に対して、その要請に基づき最大限の援助を行うことが求められている。また、高齢者問題に関する先進国と開発途上国との間の技術協力の機会を十分活用すべきである。

1. データ収集と分析

78 国勢調査、各種調査、人口統計システムを通じて集めた高齢者層に関するデータは、高齢者に関する政策及びプログラムの策定、適用、評価のために、また高齢者の開発過程への参加を確保するために欠くことのできないものである。

79 政府又は機関の中でそれができるものは、現在使われている「60歳以上」というカテゴリーよりも更に細分化され、高齢者の発展のための計画と高齢者問題の解決に役立つような情報ベースを開発すべきである。このベースは社会、年齢、職務、

経済上の分類等をカバーし得るものである。

80 世帯を単位とする抽出調査及びその他の調査並びに人口学的及び関連する社会・経済学的統計の他のソースは、高齢者のための政策及びプログラムの策定や実施に活用すべき重要なデータを提供する。

81 希望するすべての国に対し、高齢者及び高齢者関係サービス、施設に関するデータベースを開発又は改善するために必要な技術援助を提供すべきである。このような援助には、データの収集、処理、及び分析の方法に関する訓練、研究が含まれるべきである。

勧告52

高齢者に関するデータは、性、年齢、所得水準、日常生活設備、健康状態、セルフ・ケアの程度などによって分類された情報を各国政府に提供するコード化されたシステムにより整備できる。このようなデータは、センサス、マイクロセンサス又は試験センサス、代表調査 (representative surveys) 等を通じて収集できる。各国政府は、この目的のために資源を当てるべきである。

勧告53

各国政府及び関連諸機関は、高齢者問題に関するデータバンクのような情報交換施設を確立、又は既存のものを改善すべきである。

2. 訓練と教育

82 高齢者の数及びその人口比の急激な増加により、訓練がますます必要となっている。これには二重のアプローチが必要である。すなわち、国際的な訓練プログラムと、各国及び地域の状況に特に関連した国及び地域の訓練プログラムである。あらゆる世代、特に若い世代を対象とした教育、訓練政策やプログラムの開発に当たっては、高齢者のニーズと人口高齢化を開発に及ぼす影響を考慮する必要がある。

勧告54

加齢及び人口の高齢化は多くの分野に関連する問題なので、教育及び訓練プログラムはその性格上分野横断的なものでなければならない。加齢及び人口高齢化の種々の側面における教育及び訓練は高度な専門レベルに限定されるべきではなく、すべてのレベルで利用可能でなければならない。

高齢者問題に関係を有する種々の職能に対する訓練技術と教育要件を整備するよう努力すべきである。

83 人口高齢化について類似又は比較し得る構造、構成を持っているか又は歴史、文化、言語その他のつながりを有する各国の間で、技術、知識、経験の交換を行うことは、国際協力の中でも特に実り多いであろう。特殊な技能や技術の移転のほかに、高齢者問題に関する広範な実践活動についての経験知識の交換も開発途上国間の技術協力の一分野となり得る。先進国と開発途上国が隣り合っている地域では、相互学習と訓練・研究の協力の十分な機会を精力的に探るべきである。

勧告55

政府間機関及び非政府機関は、高齢者問題について訓練を受けた人材を育成するのに必要な方を講ずるとともに、高齢者問題に関する情報を特に高齢者自身に対して広める努力を強化すべきである。

勧告56

このような情報交換の計画及び実施に当たっては退職者や高齢者の組織を参加させるべきである。

勧告57

いくつかの勧告の実施に当たっては、高齢者問題について訓練を受けた人材が必要となろう。適切な施設が既にあるところでは、そのような人々、特に開発途上国の人々に訓練を行い、さらに今度はその人々が他の人々を訓練するために実用的な訓練センターを促進、奨励すべきである。これらのセンターは、更に最新の知識を付与したり、再訓練を行うコースを提供し、先進地域と開発途上地域間の橋渡しをすべきである。これらは、適当な国連機関、施設と結びつけられるであろう。

勧告58

計画や政策の策定、運営に高齢者問題を組み入れるために行われる調査、研究に対し、国、地域及び国際的なレベルで特段の注意を払うべきである。

勧告59

老年学や老人病学のあらゆる側面についての訓練は、教育プログラムのあらゆるレベルで奨励、強調されるべきである。各国政府や関係当局は、

新規の又は既存の施設が老年学や老人病学の適当な訓練に特に注意を払うよう奨励することを求められる。

3. 調査

84 行動計画は、高齢者問題の開発上及び人道上の側面に関する調査に高い優先順位を与えている。調査活動は、(a)人口の高齢化が開発に与える影響及び(b)高齢者のニーズに関する政策やプログラムの策定、評価、実施のための手段となる。資源の有効な活用、機能の低下、加齢に伴う障害、病気や貧困の防止を含む社会的及び健康面の方策の改善並びに高齢者のケアに関連する各種サービスの調整を達成すべく、高齢者問題の社会、経済、健康面についての調査を奨励すべきである。

85 調査によって得られた知識は、高齢者福祉の改善や効果的な社会計画のより堅固な基礎となる科学的背景を提供する。さらに、例えば、(a)高齢化についての知識と高齢者の特殊なニーズについての知識における大きなギャップを狭め、(b)高齢者に提供される資源がより効果的に活用され得よう調査を行うべきである。新知識の発見からその積極的、より迅速な適用と文化的、社会的な多様性を十分考慮した技術面の知識の移転に至る調査の連続が強調されるべきである。

勧告60

調査は高齢者問題の開発上及び人道上の側面について、地方、国、地域及び世界的レベルで実施されるべきである。特に、生物学及び精神的、社会的分野における調査を奨励すべきである。すべての社会に共通して役立つ基礎及び応用調査に含まれるべき事項は、以下のとおりである。

- (a) 遺伝的及び環境的要因が果たす役割
- (b) 生物学的、医学的、文化的、社会的、行動的要因が高齢化に及ぼす影響
- (c) 経済的、人口統計学的要因（移民問題を含む）が社会計画に及ぼす影響
- (d) 高齢者の技術、専門的意見、知識、文化的な潜在能力の活用
- (e) 加齢に伴う機能低下を遅らせること
- (f) 高齢者のためのヘルス・社会サービスとプログラムの調整に関する研究
- (g) 訓練と教育

これらの調査は、一般に国や地域の状況に精通し、新しい事物を取り入れることと普及に必要な独立性を認められた調査員によって計画、実施されるべきである。各国、政府間機関及び非政府機関は、高齢者問題一般に関連する政策に理論的根拠を与えるため、高齢者問題の開発上及び人道上の側面について更に調査、研究を行い、この分野において協力し、その調査結果を交換すべきである。

勧告61

各国、政府間機関及び非政府機関は、老年学、老人病学、老人心理学についての教育を行う専門機関の設立を、このような機関が存在しない国において奨励すべきである。

勧告62

将来の社会政策や行動に理論的根拠を与えるため、高齢者問題に関係するあらゆる分野でデータ収集並びに国際交流及び調査協力を推進すべきである。高齢者問題に関する比較研究及び文化相互間の研究に特に重きを置くべきである。学際的なアプローチが強調されるべきである。

実施勧告

A 各国政府の役割

86 この行動計画の成否は、市民、特に高齢者の完全参加のための条件と幅広い可能性をつくり出すために、各国政府が企図する行動に大きく依存する。このため、各国政府は高齢者問題に更に注意を払い、政府間機関及び退職者や高齢者の組織を含む非政府機関が提供する援助を十分活用するこ

とが求められる。

87 高齢化の状況には、様々な社会、文化、地域において異なるニーズや問題の違いを反映して大きな差があるので、各国は行動計画の枠組みの中でそれぞれ独自の国家戦略を決定し、独自の目標と優先項目を定めるべきである。これらの目標を達成し、優先項目を実施するため、適切な行動をとるよう、政府のあらゆるレベルで明確なコミット

メントがなされるべきである。

- 88 各国政府は、政治的、社会的、文化的、宗教的、経済的条件に照らして、高齢化の過程が開発に及ぼす影響を明らかにするため、高齢化の過程を個人的及び人口統計学的な観点から評価、査定することにより、行動計画に関して重要な役割を果たし得る。
- 89 行動計画実施のための国内政策や戦略の策定者は、高齢者が均質な集団でないことを認識し、人生の様々な段階にある高齢者の幅広い多様性とニーズに敏感であるべきである。各国政府は、非常に不利益を被っていることが多い高齢婦人の状態を改善するよう、特段の注意を払うべきである。
- 90 政府の中に組織横断的で多部門にわたる機構を設置することは、国の開発計画の策定に当たり、人口高齢化問題を考慮し、高齢者のニーズに対しそれに値する注意を払い、さらに高齢者を社会の一員として完全に統合することを確保する有効な方策となり得る。
- 91 これらの行動は、その準備、実施、フォローアップを種々の地政学的レベルで十分調整することにより有効なものとなる。このような調整は、高齢者が、直接自分達に関連した決定が行われる際に参加することを保障するために、あらゆる部門の責任ある地位にある者と年金受給者や高齢者の代表の協力を通じて行われなければならない。このため、国レベルで対応する計画、プログラムの策定及び調整のための機関の設置について考慮することも適当であろう。
- 92 一部の国においては、行動計画の中の目標にいくつかは既に達成されている。他の国では、これらの目標は徐々にしか達成されないであろう。さらに、いくつかの方策は、その性質上他の方策よりも実施に時間がかかるであろう。それゆえ、各国政府はその資源と優先順位に照らして、行動計画の実施を促進するため、短期、中期、長期の目標を設定することが求められる。
- 93 各国政府は、高齢者問題世界会議で勧告された諸活動の計画、実施、評価を促進する際の一助とするため、世界会議準備のために国レベルで作った機構を、必要があれば適当な形で残す（あるいは新たに作り直す）べきである。

B 国際的及び地域的協力の役割

1. 世界的行動

- 94 社会体制の異なった国どうしの平和共存に基づいた、特に新国際経済秩序と第三次国連開発の10年のための国際開発戦略の確立についての行動プログラムの実施にあたっての国際協力は、この行動計画の目標達成になくしてはならないものであり、これは二国間又は多国間の協力という形をとってもよいし、国連組織を利用してもよい。このような協力は、国又は地域の要求に基づき、（技術的又は資金的な）直接援助の形をとってもよいし、共同調査あるいは情報、経験知識の交換といったような形をとってもよい。
- 95 国連総会、経済社会理事会、その他すべての適当な下部機関、特に社会開発委員会、国連開発計画の管理理事会及び関連専門機関や政府間機関の立法、政策決定機関は、行動計画を注意深く検討し、適切な対応策をとることが求められる。
- 96 国際経済社会局社会開発人道問題センターが高齢者関係事項に関して国連システムの中で果たしてきた役割にかんがみ、この点における活動の中心として存続させるべく、同センターを強化すべきである。この目的のため国連事務総長は、国連の既存の世界的な資源の範囲内でこの行動計画の実施（国内レベルが主体である）のための適当な資源増加について十分配慮することが要請される。
- 97 行政調整委員会は、行動計画の条項の実施に際して、引き続き連絡、調整を行うという観点から、行動計画と国連システムのかかわり合いを検討すべきである。
- 98 高齢者関連分野における新しいガイドラインの作成の必要性は、計画の実施との関連で、常に考慮されるべきである。
- 99 各国政府、国及び地方の自主的な非政府機関並びに国際的な非政府機関は、国際行動計画の目標を達成するため、共に協力して努力することが求められる。また、高齢者の生活に影響する政策やプログラムについて高齢者の意見を求めるため、国レベルの定期的なコミュニケーション・チャンネルの形成を奨励すること、及びそれを利用することによりその活動を強化すべきである。各国政

府は、また、高齢者や人口高齢化に関する問題を扱う国レベルの私的組織を奨励し、さらに可能な場合には援助を行うことが求められる。

100 すべての国は、1981年11月9日の総会決議36/20に基づき、各国の「高齢者の日」の設定を検討するよう要請される。

101 高齢者問題国際行動計画に対して、1984年の世界人口会議の準備を担当する適当な国連機関の注意を促し、その結論と勧告が世界人口行動計画実施促進のための提案を準備するに当たって考慮され得るようにすべきである。

(a) 技術協力

102 国連、特に国連開発計画、開発技術協力局は、各専門機関とともに行動計画の目標を支持して技術協力活動を行うべきである。社会開発人道問題センターは、引き続きこうしたあらゆる技術協力活動を推進し、また実質的な援助を与えるべきである。

103 総会決議35/129により設立された高齢者問題世界会議のための任意信託基金は、総会の要請に応じて、開発途上国、中でも特に後発開発途上国における高齢者の急増するニーズにこたえるために利用されるべきである。官民の任意拠出の支払いは奨励されるべきである。また、信託基金は社会開発人道問題センターによって管理されるべきである。

104 さらに、総会が決議36/20で要請しているように、基金は開発途上国が高齢者問題に一層関心を持つことを奨励し、またその要請に応じて高齢者のための政策やプログラムの策定、実施を援助するに当たり、これらの国の政府を援助するために使用されるべきである。これはまた、技術協力及び人口高齢化についての調査、並びに関連する情報・技術の交換における開発途上国間の協力の推進に利用されるべきである。

105 高齢化は、開発に影響を及ぼし、国際的な援助や国際協力をますます必要とする人口問題である。したがって、国連人口活動基金は、人口問題についての国際援助を担当するすべての機関と協力して、特に開発途上国においてこの分野における援助を継続、強化することが求められる。

(b) 情報及び経験知識の交換

106 国際レベルの情報、経験知識の交換は、進歩を促すとともに、人口高齢化の経済的、社会的影響に対処し、高齢者のニーズにこたえるための方策の採用を奨励する効果的な手段である。各国は、政治、経済、社会体制、文化や発展段階の違いにもかかわらず、問題、困難及び実績についての共通の知識並びに共同で考え出した解決から利益を得てきた。

107 情報や経験知識の地域的国際的な交換のためには、会議やセミナーが最も有意義であることが明らかであり、今後も続けるべきである。こうした会議やセミナーでは、特に開発途上国間の技術協力を促進することや国際行動計画の実施状況を監視することに焦点を合わせてもよい。

108 社会開発人道問題センターは、国連システム内の地域、小地域の研究・開発センターの活動を調整するとともに、情報資料の作成、高齢化に関する諸問題や政策についての持続的な情報交換及び人材の訓練を推進し、さらに開発途上国間の技術協力に関する諸活動を当該政府や地域と協力して促進するべきである。

109 高齢者問題に関する情報の交換については、標準化された定義、専門用語、研究方法の開発が不可欠である。それゆえ、国連はこれらの問題を十分重視して取り扱うべきである。

110 関係国連機関は、高齢者に自らの状況を改善し、また開発努力全般に十分かつ効果的に参加できるようにするため必要な技術、訓練及び機会を与えるプログラム、プロジェクト、活動の展開に、各国政府や国際社会が特に注意を払うよう奨励すべきである。高齢者が引き続き農業活動に従事できるような技術上の訓練コースについて、特別の注意が払われるべきである。

111 高齢者問題国際行動計画を国連事務局内の国際青年年(1985)担当部局に伝達すべきである。これは、その部局が青年年の理念展開に関する各国の計画委員会の注意を、高齢者問題世界会議の勧告と結論に向けさせるためである。というのは、これらは特に世代間の問題に関係があるからである。

(c) 国際的ガイドラインの制定と実施

112 高齢者問題に関する既存の国際的ガイドラインや手段の有効性について、現代世界の状況の変化及びこれらを採用してから得た経験に照らしてそれが適当であるかどうかを調べるため、適当な機関が研究に着手し、また定期的に見直し作業を行うべきである。

2. 地域的活動

113 行動計画を有効に実施するためには、地域レベルの行動も必要である。それゆえ、地域において権限を持つあらゆる機関が、行動計画の目標の見直しを行い、その実施に貢献することが求められる。この点に関しては、国連地域経済委員会が中心的役割を果たすべきである。

114. 以上の機能を遂行するため、地域経済委員会のメンバー各国は、その定例活動計画の中で高齢者問題が考慮されることを確保するような措置を講ずるべきである。

115 さらに、上記の国際的な見直し作業の調整に当たり、地域経済委員会は、定期的に地域計画を見直す体制をつくるべきである。

C 評価、見直し、査定

116 各国がそれぞれ定めた間隔で、評価の見直し作業を行うことが肝要である。

117 地域レベルの評価、見直し作業は、地域的な行動が果たし得る特別な役割と、それが訓練、調査及び開発途上国間の技術協力といった分野にもたらし得る特別な利点に焦点を当てるべきである。

118 社会開発委員会は、行動計画の実施状況を4年毎に見直し、必要と考えられる時に行動計画を更新するための提案を行う政府間機関に指定することを勧告する。この作業の結果は、経済社会理事会を通じて総会の検討に付されるべきである。この作業の過程で、委員会は、国連システム内における行動計画の目標達成の進捗状況について定期的に報告を受けべきである。社会開発人道問題センターは、この過程の調整を行うべきである。

高齢者問題世界会議参加国

アフガニスタン

アルジェリア

アンゴラ

アルゼンチン

オーストラリア

オーストリア

バーレーン

バングラデシュ

ベルギー

ベニン

ボツワナ

ブラジル

ブルガリア

ブルンジ

ベロルシア社会主義共和国

カナダ

ケープベルデ

中央アフリカ共和国

チャド

チリ

中華人民共和国

コロンビア

コンゴ

コスタリカ

キューバ

キプロス

チェコスロバキア

民主カンブチア(旧カンボジア)

イエメン人民民主共和国

デンマーク

ジブチ

ドミニカ共和国

エクアドル

エジプト

エルサルバドル

エチオピア

フィンランド

フランス

ガボン

ガンビア

ドイツ民主共和国

ドイツ連邦共和国

ギリシャ

ガテマラ

ギニア

ギニア・ビサウ
ハイチ
バチカン
ハンガリー
アイスランド
インド
インドネシア
イラン
イラク
アイルランド
イスラエル
イタリア
コートジボアール
ジャマイカ
日本
ヨルダン
ケニア
クウェート
レバノン
レソト
リベリア
リビア
ルクセンブルク
マラウイ
マレーシア
モルディブ
マリ
マルタ
モーリシャス
メキシコ
モロッコ
モザンビーク
オランダ
ニュージーランド
ニカラグア
ニジェール
ナイジェリア
ノルウェー
パキスタン
パナマ
ペルー
フィリピン
ポーランド

ポルトガル
大韓民国
ルーマニア
ルワンダ
サンマリノ
サウジアラビア
セネガル
セーシエル
スペイン
スリランカ
スーダン
スリナム
スワジランド
スウェーデン
スイス
シリア
タイ
トーゴ
トリニダード・トバゴ
チュニジア
トルコ
ウクライナ社会主義共和国
ソビエト連邦
アラブ首長国連邦
イギリス
カメルーン連合共和国
タンザニア
アメリカ
オート・ボルタ
ウルグアイ
ベネズエラ
ベトナム
イエメン
ユーゴスラビア
ザイール
ザンビア

.....

国連ナミビア理事会